

滋賀県認定こども園の認定に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部が改正され、保育所における満3歳以上の児童に対する食事の提供について、外部搬入方式による提供が認められることとなったため、滋賀県認定こども園の認定に関する条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) すべての認定こども園において、一定の要件を備えたときは、満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、自園以外で調理し、搬入する方法により行うことができることとします。（別表関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県認定こども園の認定に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>本則および付則 省略</p> <p>別表</p> <p>第1項および第2項 省略</p> <p>第3項第1号から7号まで 省略</p> <p>(8) (7)の規定にかかわらず、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、<u>幼保連携型認定こども園または幼稚園型認定こども園の認定を受けようとする場合であって次に掲げる要件を満たすときは、当該認定を受けようとする施設の外で調理し、搬入する方法により行うことができる。</u>この場合においては、調理室に代えて、当該食事の提供について認定こども園においてなお行うことが必要な加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えることができる。</p> <p>ア 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定を受けようとする施設にあり、その長が衛生面、栄養面等における注意を果たすことができるよう、必要な体制が確保され、および調理業務を行う者との間で必要な事項が定められていること。</p> <p>イ 献立等について栄養士による指導が受けられる体制にあること、その他栄養士による必要な配慮が受けられること。</p> <p>ウ 調理業務を行う者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。</p> <p>エ その他規則で定める要件</p> <p>第9号 省略</p> <p>第4項以下 省略</p>	<p>本則および付則 省略</p> <p>別表</p> <p>第1項および第2項 省略</p> <p>第3項第1号から7号まで 省略</p> <p>(8) (7)の規定にかかわらず、次に掲げる要件を満たす場合にあっては、<u>満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、認定こども園の認定を受けようとする施設の外で調理し、搬入する方法により行うことができる。</u>この場合においては、調理室に代えて、当該食事の提供について認定こども園においてなお行うことが必要な加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えることができる。</p> <p>ア 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定を受けようとする施設にあり、その長が衛生面、栄養面等における注意を果たすことができるよう、必要な体制が確保され、および調理業務を行う者との間で必要な事項が定められていること。</p> <p>イ 献立等について栄養士による指導が受けられる体制にあること、その他栄養士による必要な配慮が受けられること。</p> <p>ウ 調理業務を行う者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。</p> <p>エ その他規則で定める要件</p> <p>第9号 省略</p> <p>第4項以下 省略</p>